

議題 1

政策会議付議事案書 (令和4年2月7日)

提案課名 警防課

報告者名 加藤 和博

事案名	秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">有</div> 資料 無
目的・必要性	<p>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等に係る傷病補償年金等を受ける権利を、担保として提供する例外規定を削除するため、所要の改正を行うものです。</p>	
経過・検討結果	<p>1 令和2年6月5日</p> <p>(1) 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布 (令和4年4月1日施行)</p> <p>(2) 「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」の一部改正 (令和4年4月1日施行)</p> <p>2 令和4年2月1日</p> <p>消防庁次長通知「市(町村)消防団員等公務災害補償条例(例)の一部改正について」により、秦野市消防団員等公務災害補償条例を一部改正 (令和4年4月1日施行)</p>	
決定等を要する事項	<p>秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部を、次のとおり改正すること。</p> <p>消防団員等の公務災害が発生した場合、傷病補償年金又は年金である損害補償若しくは遺族補償を受ける権利を、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保として提供するただし書きを削ること。</p>	
今後の取扱い	<p>令和4年2月 市議会第1回定例月会議に議案提出</p> <p>4月1日 改正条例の施行</p>	

秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年 月 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等に係る傷病補償年金等を受ける権利を担保として提供することができる例外規定を削除するため、改正をするものであります。

秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

秦野市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年秦野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第4条 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保にし、又は差し押さえることができない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第4条 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保にし、又は差し押さえることができない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保として提供する場合は、この限りでない。</u></p>

秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

1 改正の経過

令和2年6月5日に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されました。

これを踏まえ、令和4年2月1日付けで消防庁次長から、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行う年金担保貸付事業が廃止されることに伴い、消防団員等が障害補償年金等を受ける権利を担保として提供することができる例外規定を、削除する通知がありました。

2 現在の状況

消防団員若しくは消防作業従事者等は消防作業等に従事したことによる損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保にし、又は差し押さえることはできませんが、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保として提供する場合は、この限りでないと規定しています。

3 施行日

令和4年4月1日

政策会議付議事案書 (令和4年2月7日)

提案課名 文書法制課

報告者名 香坂 修

<p>事案名</p>	<p>行政文書に係る保存年限の見直しについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>行政文書の増加に伴い不足するスペースを確保するとともに、現状や課題を踏まえた取組を推進するため、令和3年2月24日に「行政文書の適正管理に係る基本方針」を定めました。</p> <p>この基本方針では、具体的な取組として「保存文書の発生・増加の抑制」を位置付けており、その一環として「保存年限の在り方の見直し」を進めるものです。</p> <p>行政文書の保存年限については、10年を超えるものは、原則として永年保存としてきたことから、永年保存文書が長年にわたり蓄積され、文書庫等のスペースを圧迫している状況にあります。</p> <p>このことへの対応策としては、永年保存を廃止し、最長の保存年限を有期限化したうえで、保存年限を経過した文書を廃棄することが考えられます。</p> <p>一方、行政文書は、市民共有の知的資源であり、過去における本市の主要な活動や社会の情勢を跡付ける貴重な情報が記録されていることから、永年保存を廃止した場合であっても、歴史的な価値がある行政文書については、継続して保存していく必要があります。</p> <p>こうしたことを踏まえ、行政文書の最長の保存年限について、公文書等の管理に関する法律及び同法施行令と同様の「30年」にするとともに、歴史的な価値があり、保存年限経過後も継続して保存する行政文書を選別するための基準を定めるものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>令和 2年 4月 文書等の取扱いに関する規程の改正 (保存年限ごとの基準を類型化して追加)</p> <p>〃 10月 歴史的資料の在り方に係る生涯学習課との打合せ</p>	

経過・検討結果	<p>令和 3年 2月 行政文書の適正管理に関する基本方針を策定</p> <p>〃 4月 総合計画に「保存文書のあり方の見直し」を位置付け</p> <p>〃 5月 相模原市への行政視察（永年保存の見直し等について）</p> <p>〃 7月 文書分類表の各課点検及び修正（1回目）</p> <p>〃 11月 文書分類表の各課点検及び修正（2回目）</p> <p>選別規程（案）に係る各課意見の照会</p> <p>令和 4年 1月 選別規程（案）及び文書分類表改正案に係る学識経験者への意見照会</p> <p>2 県内19市の状況</p> <p>(1) 永年保存を廃止した自治体 12市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市）</p> <p>(2) 永年保存を継続している自治体 7市（藤沢市、小田原市、三浦市、<u>秦野市</u>、厚木市、南足柄市、綾瀬市）</p> <p>3 検討結果</p> <p>(1) 行政文書に係る永年保存を廃止し、最長の保存年限を30年とする。</p> <p>(2) 歴史的な価値がある行政文書の選別は、別紙「秦野市歴史的文書の選別に関する規程（案）」による。</p>
決定等を要する事項	<p>1 行政文書に係る永年保存を廃止し、最長の保存年限を30年とすること。</p> <p>2 永年保存の廃止に伴い、秦野市歴史的文書の選別に関する規程を制定すること。</p>
今後の取扱い	<p>令和4年3月 文書等の取扱いに関する規程の改正（永年保存の廃止）</p> <p>選別に関する規程の制定（令和4年4月1日施行）</p> <p>〃 4月以後 文書分類表の個別文書に対する選別サインの設定 （各課照会、庁内組織による検討、学識経験者への意見照会）</p> <p>新文書分類表に基づく歴史的文書の選別 （各課照会、庁内組織による検討、学識経験者への意見照会）</p>

秦野市訓令甲第 号
序 中 一 般
出 先 機 関 一 般

秦野市歴史的文書の選別に関する規程を次のとおり定める。

令和 年 月 日

秦野市長 高橋 昌和

秦野市歴史的文書の選別に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、秦野市文書等の取扱いに関する規程（昭和44年訓令甲第5号）に規定する文書等のうち、歴史的な資料として重要な文書（以下「歴史的文書」という。）を選別するために必要な事項を定める。

(基本的考え方)

第2条 過去における本市の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるようにするため、並びに文書を市民共有の知的資源として管理し、現在及び将来にわたり説明する責務を全うできるようにするため、歴史的文書として選別すべき文書は、次の各号のいずれかに該当する文書とする。

- (1) 政策の検討過程、決定、実施及び実績並びに行政組織に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 市の歴史、文化、学術、出来事等に関する重要な情報が記録された文書

(選別基準)

第3条 前条の基本的考え方に基づき歴史的文書として選別する文書は、次の表のとおりとする。

番号	文書の区分	選別する文書
1	総合的な計画の策定等に	基本構想、総合計画等の企画、立案及び

	関するもの	施行に関する文書
2	行政上の特に重要な意思決定を行うためのもの	行政運営の基本方針及び重要施策を審議する会議に関する文書
3	重要な事務事業の計画及び実施に関するもの	行政計画、事務事業基本方針等のうち、重要な事務事業の計画及び実施に関する文書
4	諮問及び答申に関するもの	法令及び条例に基づく審議会等に係る諮問、答申等に関する文書で、施策の実施に係る基本的な姿勢及び方向性に影響を与えたもの
5	市議会に関するもの	市議会の議案、議決、議事録その他議会に関する重要な文書
6	予算及び決算に関するもの	予算編成に関する文書及び決算報告に関する重要な文書
7	市長等の事務引継ぎに関するもの	市長、副市長及び教育長の事務引継ぎに関する文書
8	制度及び組織の新設及び改廃に関するもの	重要な制度の新設、改正及び廃止並びに組織の新設、改正及び廃止に関する文書
9	職員の人事に関するもの	職員の任免及び賞罰に関する重要な文書
10	条例、規則、訓令、要綱等の例規に関するもの	条例、規則、訓令及び要綱の制定及び改廃に関する文書並びに公示に関する重要な文書
11	争訟に関するもの	訴訟、和解、強制執行等に関する文書
12	公有財産に関するもの	公有財産の取得及び処分に関する重要な文書
13	許認可等をするためのもの	地域の環境に影響を与える土地利用の変更及び施設の設置に関する文書
14	調査研究、統計等に関するもの	調査、研究及び統計に関する重要な文書
15	市町村の廃置分合、沿革等に関するもの	市町村の廃置分合、境界変更、行政区画及び沿革に関する文書
16	文化財に関するもの	市内の指定文化財及び埋蔵文化財に関する

		る重要な文書
17	市政、行事及び市民生活に関するもの	市政、行事、出来事及び市民生活に関する重要な文書
18	栄典、表彰及び褒章に関するもの	国県表彰の上申、市表彰等重要な表彰に関する文書
19	その他歴史的な価値があると認めるもの	1から18に掲げるもののほか、歴史的な価値があると認める文書

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

政策会議付議事案書 (令和4年2月7日)

提案課名 人事課 保育こども園課 こども育成課
 報告者名 今井 剛 稲垣 由美恵 片野 新治

<p>事案名</p>	<p>保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円程度）引き上げるための措置の実施について、検討するよう国から通知がありました。</p> <p>本事業は、民間及び公立の保育所や幼稚園等に勤務する職員を対象とし、賃上げ相当分については処遇改善臨時特例交付金の対象となります。</p> <p>このことを踏まえ、民間の保育所等を対象に交付金を交付するとともに、本市の会計年度任用職員の処遇についても改善をするものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年12月23日 国から「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」及び「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」の実施について検討を促す通知 2 令和3年12月24日 本事業は、公立の保育所等で働く地方公務員についても対象となるとの通知 3 対象施設及び予算等（資料1） 4 県内他市の対応状況（資料2） <p>県内他市に公立園等の対応状況を確認したところ、16市中11市が対応を行う予定</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる事業所の職員の処遇改善を行うため、令和4年2月からそれぞれの事業を実施すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 民間の保育所等に関し「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」を実施する。 (2) 民間の児童ホーム等に関し「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を実施する。 (3) 秦野市役所に関し(1)、(2)の事業を実施する。 2 秦野市役所については、会計年度任用職員（保育幼稚園教諭及び放課後児童支援員等）の処遇改善を行うこととし、常勤職員は対象としない。 	

今後の取扱い	1	民間の保育所及び児童ホーム	
		令和4年2月中旬	従業員報酬の2月分からの引上げに伴う交付金申請の周知及び申請受付開始
		〃 3月以降	施設への交付
		〃 4月以降	施設からの実績報告
	2	会計年度任用職員	
	令和4年2月中旬	給与に関する条例施行規則の一部改正 対象職種の報酬を2月分から引上げ	

令和4年1月19日作成

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業について

1 事業概要

国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円程度）引き上げるための措置を令和4年2月から実施するものです。

本事業は、保育所や幼稚園等に勤務する職員を対象とし、賃上げ相当分については交付金の対象となります。

2 実施方法（民間施設）

市は、施設ごとに国の交付要綱に定める基準額を算出して交付します。

施設は、交付された額を職員の基本給や毎月の手当の賃金改善及び賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てます。要綱に基づく基準額がその施設の常勤職員に応じた必要改善額（3%程度）となるため、この額を使い切ることにより、本事業の目的である賃金改善が行われたこととなります。

国は、常勤職員を対象に月額9,000円程度の改善を想定していますが、実際の賃金改善額は、施設の判断により職種や給与体系等に応じた配分とすることができます。

3 民間の保育所について（保育こども園課）

(1) 対象施設数

認定こども園4施設、保育所22施設、地域型保育事業5施設
幼稚園1施設

(2) 財源

ア 令和4年2月から9月まで 国10/10
イ 令和4年10月以降 国1/2 県1/4 市1/4

(3) 予算

ア 令和3年度 既決予算で対応 12,000千円
イ 令和4年度 当初予算 91,500千円
(市負担分:11,438千円)

4 民間の児童ホームについて（こども育成課）

(1) 対象施設及び対象職員

- ア 支援単位数 18教室 (NPO法人等7団体)
- イ 支援員数 約65名 (常勤:約25名、非常勤:約40名)
- (2) 財源
 - ア 令和4年2月から9月まで 国10/10
 - イ 令和4年10月以降 国1/3 県1/3 市1/3
- (3) 予算
 - ア 令和3年度 既決予算で対応 1,166千円
 - イ 令和4年度 当初予算 8,910千円

(市負担分:1,485千円)

5 会計年度任用職員について (人事課)

(1) 対象職種

「保育幼稚園主任教諭 (2名)」、「保育幼稚園教諭 (101名)」、「放課後児童主任支援員 (27名)」及び「放課後児童支援員 (128名)」

なお、こども園勤務の場合に限り「事務補助員 (5名)」、「業務員 (10名)」及び「学校給食調理員 (3名)」についても対象とします。

また、「保育幼稚園支援教諭 (22名)」及び「看護師 (4名)」は、本事業の対象外となっています。

(2) 民間との比較

ア 保育幼稚園教諭

民間平均年収 2,410,570円 (※市内民間園の年収)

秦野市平均年収 2,498,483円

差額 87,913円

イ 放課後児童支援員

民間平均年収 1,994,540円 (※市内民間ホームの年収)

秦野市平均年収 2,105,061円

差額 110,521円

(3) 処遇改善方法

各職種の基礎号給の報酬額 (時間単価) に3%を上乗せした金額の直近上位の表級号給を基礎号給とします。

昇給後の号給についても、基礎号給の引上げ幅と同様の号給を引き上げるものとします。

【例】保育幼稚園教諭の場合

基礎号給: 1-15 1,106円 (時給)

1,106円 × 3%増 ≒ 1,139円

1, 139円の直近上位：1-19 1, 146円（時給）
40円（4号給）の増

【例】放課後児童支援員の場合

基礎号給：1-10 1, 060円（時給）

1, 060円×3%増≒1, 092円

1, 092円の直近上位：1-14 1, 096円（時給）
36円（4号給）の増

(4) 常勤職員について

常勤職員（保育教諭等）の給与は、事務職員と同様の給与体系となっており、民間保育所と比較した場合も大幅に上回っていることから引上げの対象外とするものです。

(5) 1月当たりの概算影響額[総額 1, 051, 222円]

ア 保育教諭

40円×9, 438時間（月平均勤務時間）=377, 520円

イ 放課後児童支援員

36円×13, 300時間（月平均勤務時間）=478, 800円

ウ 幼稚園教諭

40円×3, 629時間（月平均勤務時間）=145, 160円

エ 事務補助員

34円×413時間（月平均勤務時間）=14, 042円

オ 業務員

34円×780時間（月平均勤務時間）=26, 520円

カ 学校給食調理員

34円×270時間（月平均勤務時間）=9, 180円

(6) 財源

ア 令和4年2月から9月まで 国 10/10

イ 令和4年10月以降 地方交付税措置を予定

(7) 予算（報酬）

令和3年度 既決予算で対応 2,103千円

令和4年度 当初予算 12,615千円

6 影響額

(単位：千円)

対象	民間保育所	民間児童ホーム	会計年度任用職員	合計
予算課	保育こども園課	こども育成課	任用課	
令和3年度	12,000	1,166	2,103	15,269
令和4年度	91,500	8,910	12,615	113,025
市負担分(内数)	(11,438)	(1,485)	(6,307)	(19,230)
合計	103,500	10,076	14,718	128,294

※ 令和3年度は、令和4年2月及び3月の2か月分です。

※ 令和4年10月以降の民間児童ホーム及び会計年度任用職員の市負担分は、交付税措置される予定です。

7 今後のスケジュール

(1) 民間の保育所及び児童ホーム

令和4年2月中旬 従業員報酬の2月分からの引上げに伴う交付金申請
の周知及び申請受付開始

令和4年3月以降 施設への交付

令和4年4月以降 施設からの実績報告

(2) 会計年度任用職員

令和4年2月中旬 給与に関する条例施行規則の一部改正
対象職種の報酬を2月分から引上げ

政策会議付議事案書 (令和4年2月7日)

提案課名 人事課

報告者名 今井 剛

<p>事案名</p>	<p>秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>令和3年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が示されました。</p> <p>両者は、これまで非常勤職員の育児休業等については、妊娠等のライフイベントが生じることは常勤・非常勤といった勤務形態で変わるものでないにも関わらず、取得要件について差が生じていたことの是正を求める内容となっています。</p> <p>そのため、非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について、国家公務員においては、令和4年4月1日に施行することとされており、地方公務員の勤務条件等についても地方公務員法第24条第4項において、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められています。</p> <p>このことを踏まえ、本市においても取得要件の緩和等を行うため、条例の一部を改正するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>1 令和3年8月10日 人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が示される。</p> <p>2 令和4年1月14日 国から非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る条例(案)改正予定事項が技術的助言として通知される。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正するもの。</p> <p>1 非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和すること。 育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「同一の職に引き続き在職した期間が1年以上あること。」を削除するもの。</p> <p>2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する処置を追加すること。</p> <p>(1) 出産等の申出があった職員に対して、育児休業に関する制度を知らせるとともに、育児休業に係る職員の意向を確認するための面談等の処置を講じること。</p> <p>(2) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(3) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(4) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する処置</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>令和4年3月 改正条例の議案を上程 (施行期日は、令和4年4月1日からとする。)</p>

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

人事院による「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を考慮して、本市非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等をするため、改正するものであります。

秦野市条例第 号

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における処置等）

第24条 任命権者は、職員がその任命権者に対し、その職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、その職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係るその職員の意向を確認するための面談その他の処置をとらなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、その職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する処置）

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる処置をとらなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する処置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非常勤職員のうち、次のいずれかに該当する職員以外の職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する職員</p> <p><u>(ア)・(イ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員</u>（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非常勤職員のうち、次のいずれかに該当する職員以外の職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する職員</p> <p><u>(ア) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上であること。</u></p> <p><u>(イ)・(ウ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u>（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p>

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における処置等)

第24条 任命権者は、職員がその任命権者に対し、その職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、その職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係るその職員の意向を確認するための面談その他の処置をとらなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、その職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する処置)

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる処置をとらなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する処置

(委任)

第26条 (略)

ア 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上ある非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(委任)

第24条 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

1 経過

令和3年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」において、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が示されました。

当該措置のうち、「非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和」及び「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置」について、国家公務員においては、令和4年4月1日施行とされており、地方公共団体においても当該措置を講じるよう通知がありました。

このことを踏まえ、本市においても、秦野市職員の育児休業等に関する条例に規定されている非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するため、改正するものです。

2 改正の内容

(1) 非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和

育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「同一の職に引き続き在職した期間が1年以上あること。」を削除するものです。

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する処置

「妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び取得意向確認のための処置」及び「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する処置」について追加するものです。

3 施行日

令和4年4月1日